

EU ワイン改革の背景

——共通市場制度に関する理事会規則の提案理由——

蛭原 健介

I はじめに

EU の共通農業政策（CAP）は、1992 年および 1999 年の改革によって、価格支持から直接支払制度へ転換し、さらに、2003 年の改革では、過去の直接支払いの給付額を基礎とし、生産要素から切り離された単一支払制度が導入された。いわゆる「デカップリング」型直接支払いである。2003 年の穀物・畜産部門の改革、2004 年の綿花、ホップ、オリーブオイル、タバコ部門の改革、2006 年の砂糖部門の改革に続いて、長期間にわたって改革から取り残されてきたワイン部門の改革が進行中である⁽¹⁾。

周知のとおり、EU 域内ではワイン消費が低迷する一方、EU 域内・域外の市場における「ニューワールド」（オーストラリア、チリ、南アフリカ、アメリカ、アルゼンチンなど）ワインとの激しい競争により、EU 産ワインは困難な状況に置かれている。需要と供給の均衡は、テーブルワインを中心に大きく崩れており、構造的な過剰生産が深刻化している⁽²⁾。そして、EU は、余剰ワインの処理に多大な支出を余儀なくされているのである。

欧州委員会は、ワイン部門の改革を進めるため、2006 年 6 月、欧州議会および閣僚理事会に対する報告書（COM 2006/319 final）「持続可能な欧州のワイン部門に向けて」（Vers un secteur vitivinicole européen durable）を公表し、ワイン共

EU ワイン改革の背景

通市場制度の改革を提言した。その後、約1年間の準備期間を経て、2007年7月4日、ワイン共通市場制度に関する理事会規則案（Proposition de Règlement du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole et modifiant certains règlements）が提案された⁽³⁾。しかし、フランスなどの生産国の反対が強く、改革にともなう変化を緩和する方向で提案は修正された。それによって、別稿「EU ワイン改革に関する2006年欧州委員会報告書」でも触れたとおり、栽培規制解除の延期（EUレベルでは2016年）、蒸留補助金やマスト使用に対する補助金の廃止延期または継続、減反政策の緩和、補糖の容認などが盛り込まれた⁽⁴⁾。2007年12月19日の農相理事会における合意⁽⁵⁾、さらには、2008年4月29日の理事会採択⁽⁶⁾を受けて、2008年8月1日に新規則が発効する予定である。

本稿は、欧州委員会が公表している各種データに依拠しつつ、EUにおけるワイン市場の分析を試みるとともに、2007年7月の理事会規則案（COM 2007/372 final）の提案理由（exposé des motifs）を翻訳紹介することによって、EU ワイン改革の背景を明らかにしようとするものである。

II EU ワイン市場の動向

1 ワイン生産量・栽培面積の動向

2008年3月に公表されたOIV（葡萄・ワイン国際機構）の統計資料（Note de conjoncture mondiale, mars 2008）によれば、2006年の全世界のぶどう栽培面積は約790万ha（推定）であり、このうちEU27か国は388万haを占めている（約49%）。なかでもスペインがもっとも多く（117万ha）、フランス（89万ha）、イタリア（84万ha）がこれに続いている。2007年1月にEUに加盟したルーマニアは21万ha、ブルガリアも10万haのぶどう畑を有している⁽⁷⁾。

また、2006年の全世界の生産量は2億8660万ヘクトリットル（推定）であり、

EU ワイン改革の背景

EU27 か国の生産量（マスト・果汁を除く）は 1 億 7836 万ヘクトリットルにのぼる。EU 構成国別にみると、イタリアおよびフランスがもっとも多く、これにスペインが続いている（図表 1）。

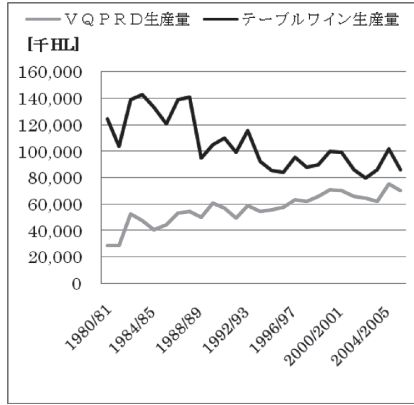
【図表 1】 主な EU 構成国のワイン生産量推移 [千 hl]

	1999/2000	2000/2001	2001/2002	2002/2003	2003/2004	2004/2005	2005/2006*	2006/2007*
フランス	60,535	57,540	53,389	50,352	46,360	57,386	51,344	51,600
イタリア	58,074	54,088	52,293	44,604	44,087	53,135	50,462	52,036
スペイン	33,723	41,692	30,547	33,478	41,843	43,168	35,505	37,896
ドイツ	12,244	9,950	8,980	9,984	8,191	10,107	9,256	8,995
ポルトガル	7,859	6,694	7,790	6,677	7,283	7,481	7,254	7,532
ギリシア	3,680	3,558	3,477	3,095	3,804	4,282	3,997	3,909
オーストリア	2,803	2,335	2,493	2,566	2,520	2,685	2,264	2,269
ハンガリー				3,333	3,800	5,272	3,567	3,271

（出所：図表 1 から図表 14 まで、欧州委員会統計資料による。*推定値）

ところで、EU 法では、ワインのカテゴリーは、VQPRD(vin de qualité produit dans une région déterminée) と日常消費用のテーブルワイン (vin de table) に区分される。VQPRD は、その名称が限定された地域に由来し、特別な品質的特性を有し、かつ、生産・流通に関する EC 法および国内法の要件を満たしているワインのカテゴリーであり、フランスの AOC および VDQS、スペインの DO および DOCa、イタリアの DOC および DOCG などがこれに含まれる。カテゴリー別に生産量の推移をみると、VQPRD が増加傾向にある一方、テーブルワインは減少傾向にある（図表 2）。なお、地理的表示を認められたテーブルワインであるフランスのヴァン・ド・ペイ (vin de pays) は、EC 法ではテーブルワインのカテゴリーに属する⁽⁸⁾。

【図表2】 VQPRD とテーブルワインの生産量推移



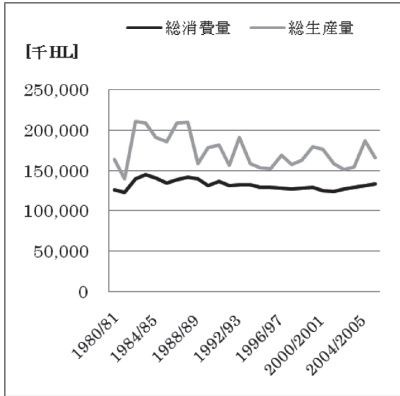
2 ワイン消費量の動向

EUにおけるワインの消費量は全体的に伸び悩んでおり、とりわけテーブルワインの消費が激減している（図表3，図表4）。これに対して，VQPRDの消費は増加しているが，テーブルワインと同様に生産過剰である（図表5）。現在では，テーブルワインとVQPRDの消費量はほぼ並んでいる（図表6）。テーブルワインの消費量の減少傾向が続けば，いずれVQPRDの消費量が上回るものと予想される。

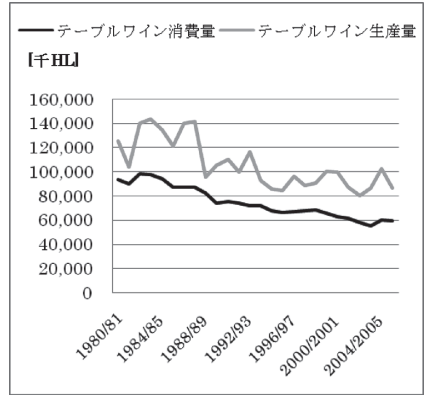
ワイン消費量の動向を構成国別にみると，イタリアおよびフランスが減少傾向にあるのに対し，イギリスの消費量が大幅に増加し，世界最大のぶどう栽培面積を有するスペインの消費量にも接近していることが注目される（図表7）。また，消費量は少ないものの，オランダや北欧諸国も増加傾向にあり，フィンランドやアイルランドでは，10年間で消費量が倍増している。ドイツは微増，スペインおよびポルトガルの消費量はやや減少している。

EU ワイン改革の背景

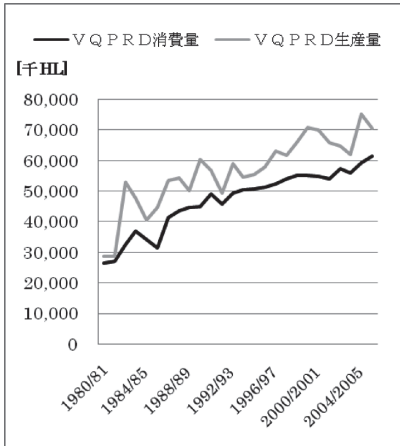
【図表3】 EUのワイン生産量・消費量の推移



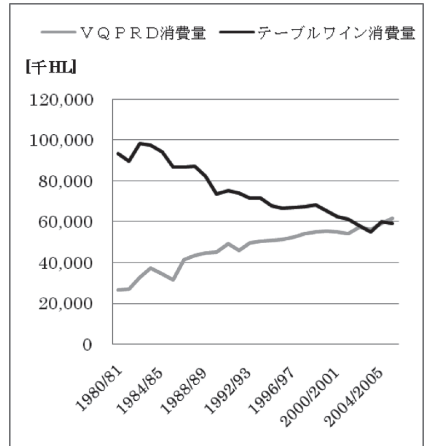
【図表4】 テーブルワイン生産量・消費量の推移



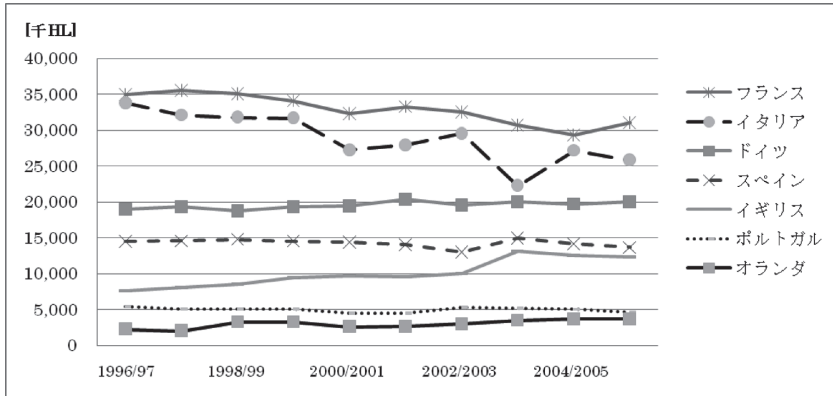
【図表5】 VQPRD生産量・消費量の推移



【図表6】 VQPRDとテーブルワインの消費量推移



【図表7】 構成国別ワイン消費量推移



3 ワインの輸出・輸入

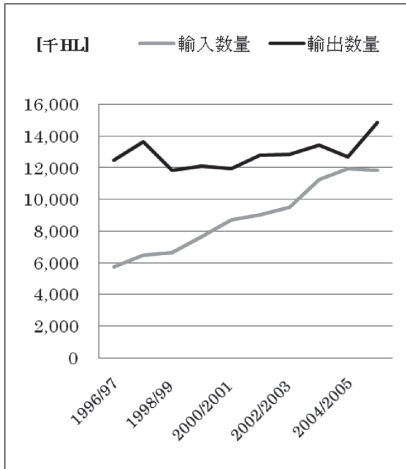
EU産ワインの輸出数量はわずかに増加しているが、それ以上のペースで輸入数量が増加しており、10年間でほぼ倍増している(図表8)。このまま輸入量の増加が続けば、数年後には輸出量を上回る可能性もある⁽⁹⁾。他方で、金額ベースでは、輸入金額と輸出金額との差は依然として大きい(図表9)。

EU域外からの輸入量を構成国別にみると、イギリスがもっとも多く、また、増加率も大きい(図表10)。すなわち、1996年には250万ヘクトリットルであった輸入量は、2005年には500万ヘクトリットルに達している。また、オランダの輸入量も大幅に増加しており、100万ヘクトリットルを超えている。伝統的なワイン生産国であるフランスやイタリアなどでは、イギリスなどと比較して輸入量自体は多くはないものの、近年では域外からの輸入数量の増加傾向がみられる。このほか、デンマークなど北欧諸国の輸入量増加も注目される。

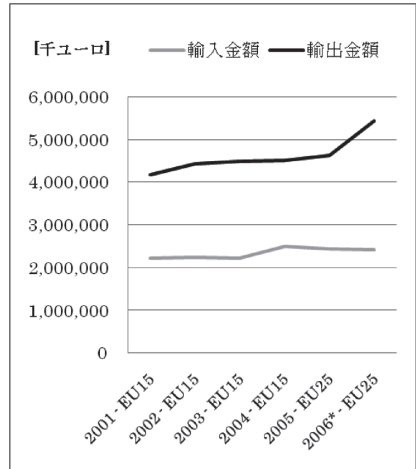
EU産ワインの輸出相手国としては、数量ベースでは、アメリカを筆頭に、ロシア、スイス、カナダ、日本が上位5か国を形成している(図表11)。なかでも、ロシア向け輸出数量の伸びが著しく、2006年には、カナダおよびスイ

EU ワイン改革の背景

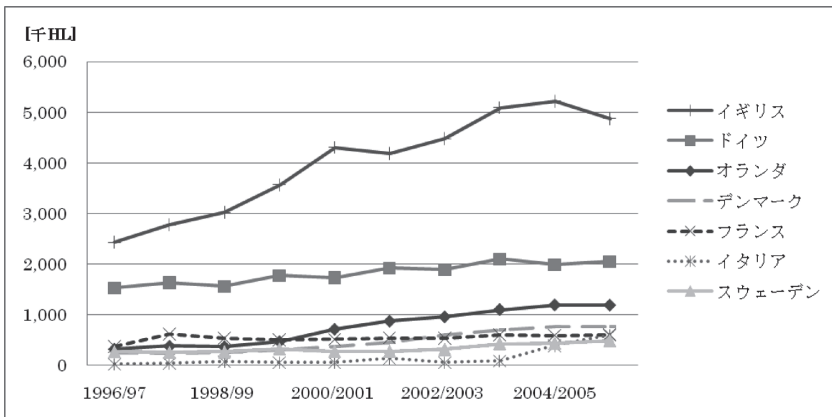
【図表 8】 輸入数量・輸出数量の推移



【図表 9】 輸入金額・輸出金額の推移



【図表 10】 第三国からの輸入数量(構成国別)



EU ワイン改革の背景

スを抜いて、アメリカに次ぐ第2位となった。また、今後は、中国向け輸出数量の増加も予想される。金額ベースでは、圧倒的にアメリカが多く、総輸出金額の40%以上を占めている。次いで、スイス、日本、カナダ、ロシアの順となっている（図表12）。とくに日本向け輸出に関しては、ワインの単価が高いことが特徴的である。

他方で、EU 域外からの輸入相手国としては、数量ベースでは、オーストラリアを筆頭に、チリ、南アフリカ、アメリカ、アルゼンチンが上位5か国を形成している（図表13）。また、金額ベースでは、オーストラリア、チリ、南アフリカ、アメリカ、ニュージーランドの順となっている（図表14）。

以上、欧州委員会の統計資料に依拠しながら、EU ワイン市場の動向を概観した。とりわけ、伝統的な生産国・消費国においては、日常用のテーブルワインを中心に消費量が伸び悩んでおり、過剰生産が慢性化している。イギリス、

【図表 11】 国別輸出数量・上位 11 か国 [千 hl]

		2004 (EU15)			2005 (EU25)			2006* (EU25)
1	アメリカ	3,949,274	1	アメリカ	3,944,196	1	アメリカ	4,322,845
2	スイス	1,587,813	2	スイス	1,578,764	2	ロシア	3,313,658
3	カナダ	1,319,806	3	カナダ	1,359,458	3	スイス	1,574,590
4	日本	1,139,019	4	ロシア	1,359,365	4	カナダ	1,481,017
5	チェコ	712,207	5	日本	1,083,461	5	日本	1,115,763
6	ロシア	683,346	6	アンゴラ	735,720	6	アンゴラ	937,011
7	アンゴラ	566,697	7	ノルウェー	414,226	7	中国	449,343
8	ノルウェー	402,450	8	中国	396,461	8	ノルウェー	446,132
9	ポーランド	301,005	9	ブラジル	155,398	9	ルーマニア	205,277
10	ブラジル	162,974	10	メキシコ	139,096	10	ブラジル	201,711
11	コートジボワール	147,248	11	コートジボワール	132,280	11	メキシコ	167,838
	その他	2,792,139		その他	2,306,989		その他	2,639,338
	合計	13,763,978		合計	13,605,414		合計	16,854,524

EU ワイン改革の背景

【図表 12】 国別輸出金額・上位 11 개국 [千ユーロ]

		2004 (EU15)			2005 (EU25)			2006* (EU25)
1	アメリカ	1,842,543	1	アメリカ	1,958,197	1	アメリカ	2,216,585
2	スイス	575,767	2	スイス	544,784	2	スイス	596,847
3	日本	565,251	3	日本	540,269	3	日本	590,433
4	カナダ	413,278	4	カナダ	434,695	4	カナダ	540,107
5	ノルウェー	109,787	5	ロシア	151,521	5	ロシア	244,228
6	ロシア	92,233	6	ノルウェー	117,763	6	シンガポール	174,290
7	シンガポール	91,966	7	シンガポール	106,580	7	ノルウェー	137,954
8	香港	51,135	8	オーストラリア	58,578	8	香港	73,371
9	メキシコ	48,506	9	メキシコ	57,334	9	メキシコ	65,411
10	オーストラリア	46,187	10	香港	55,169	10	中国	64,325
11	ブラジル	44,363	11	アンゴラ	45,965	11	オーストラリア	61,469
	その他	634,584		その他	560,743		その他	683,782
	合 計	4,515,600		合 計	4,631,598		合 計	5,448,804

【図表 13】 国別輸入数量・上位 11 개국 [千 hl]

		2004 (EU15)			2005 (EU25)			2006* (EU25)
1	オーストラリア	2,922,184	1	オーストラリア	3,013,418	1	オーストラリア	3,206,199
2	チリ	2,467,708	2	チリ	2,324,643	2	チリ	2,174,486
3	アメリカ	2,135,949	3	南アフリカ	2,266,765	3	南アフリカ	2,075,847
4	南アフリカ	2,130,459	4	アメリカ	2,170,919	4	アメリカ	2,054,969
5	アルゼンチン	469,056	5	アルゼンチン	570,726	5	アルゼンチン	587,756
6	ブルガリア	451,484	6	ブルガリア	414,254	6	マケドニア	385,072
7	マケドニア	411,895	7	マケドニア	365,275	7	ブルガリア	353,432
8	ルーマニア	197,885	8	ニュージーランド	239,801	8	ニュージーランド	255,300
9	ニュージーランド	180,169	9	ルーマニア	163,109	9	ルーマニア	117,316
10	モロッコ	82,689	10	モロッコ	62,636	10	モロッコ	68,850
11	セルビア=モンテネグロ	68,879	11	モルドバ	42,463	11	モルドバ	60,512
	その他	126,426		その他	213,999		その他	194,040
	合 計	11,644,783		合 計	11,848,006		合 計	11,533,780

EU ワイン改革の背景

【図表 14】 国別輸入金額・上位 11 개국 [千ユーロ]

		2004 (EU15)			2005 (EU25)			2006* (EU25)
1	オーストラリア	894,195	1	オーストラリア	847,522	1	オーストラリア	867,080
2	南アフリカ	436,352	2	南アフリカ	430,241	2	チリ	434,834
3	アメリカ	415,617	3	チリ	428,325	3	南アフリカ	377,400
4	チリ	409,138	4	アメリカ	360,711	4	アメリカ	350,017
5	ニュージーランド	97,518	5	ニュージーランド	125,616	5	ニュージーランド	137,740
6	アルゼンチン	83,995	6	アルゼンチン	105,155	6	アルゼンチン	114,683
7	ハンガリー	38,455	7	ブルガリア	41,992	7	ブルガリア	36,932
8	ブルガリア	21,694	8	スイス	22,468	8	マケドニア	15,318
9	スイス	18,879	9	マケドニア	15,146	9	ルーマニア	13,243
10	マケドニア	15,473	10	ルーマニア	13,546	10	モロッコ	7,850
11	ルーマニア	13,632	11	モロッコ	7,308	11	モルドバ	8,299
	その他	62,601		その他	45,176		その他	71,696
	合計	2,507,549		合計	2,443,205		合計	2,435,091

オランダ、北欧諸国などでは消費量の増加がみられるものの、これらの国々において EU 域外のワインの輸入数量が大幅に増加している事実を無視することはできない。いずれにしても、EU 産ワインが「ニューワールド」ワインに市場を奪われつつあるのは明らかである。

ところで、余剰ワインは、マストとして使用され、あるいは、蒸留され、飲用アルコールまたは工業用アルコールとなる。これらの措置は、多額の補助金の対象となっており、EC のワイン関係予算を圧迫していることがこれまで指摘されてきた。かくして、欧州委員会は、EU のワイン生産者の競争力向上、新たな市場の獲得、需給均衡の達成、環境保全などを目標に掲げて、ワイン共通市場制度の根本改革に着手することとなったのである。

そこで、次に、共通市場制度改革の提案理由を概観することにしよう。

Ⅲ ワイン共通市場制度改革に関する理事会規則の提案理由

以下に訳出するのは、2007年7月4日に公表された「ワイン共通市場制度に関する理事会規則案」の提案理由である。本稿では、主にフランス語版によって翻訳を行い、必要に応じて英語版も参照した。

1 提案の背景

EUのワイン生産量は世界最大であり、その消費量、輸出量、輸入量も首位を占めている。2006年においては、EU27か国のワイン生産高は、EUの農業総産出額の5%を占めている。品質面でも、EU産ワインは、世界的に高い評価を得ており、欧州のワイン部門は、雇用および輸出金額からして、重要な経済活動である。

しかしながら、EU域内のワイン消費は着実に減少しており、とくに最近十数年間の減少は顕著である。しかも、1996年以降、ワイン輸出数量の増加率は、改善の傾向にあるとはいえ、輸入数量の増加率と比べて極端に少ない。ワイン部門における需給不均衡、EUおよび域外のワイン市場の困難な問題が深刻化し、生産者の所得や価格は大きな打撃を受けた。それでもなお、多くの生産者は競争力があり、それ以外の生産者も競争力を高めることができる。

そのことは、2006年6月22日の報告書「持続可能な欧州のワイン部門に向けて」でも提示されており、欧州委員会は、費用対効果の点で問題のある制度を、より持続的で一貫した法的枠組に改めるためには、ワイン共通市場制度の根本的な改革が必要であるとの見解にいたった。現在割り当てられている予算はEU農業予算の3%に相当する約13億ユーロであるが、この予算をより効率的に活用することが、その目的である。

EU ワイン改革の背景

現在の共通市場制度は、1999年5月17日の理事会規則1493/1999号によって定められている。本規則案の採択により、既存のEC法は廃止されることになる。本規則案の法的根拠は、とりわけEC条約36条・37条にある。本規則案が採択された場合、2008年8月1日に発効する。本規則案の対象は、ECの排他的権限に属するが、支出をとまなう多くの措置については、補完性の原則にしたがい、構成国がワイン生産地域の特殊事情に対処することも認められる。

本提案は、立法の改善に向けた欧州委員会の取り組みにしたがいつつ、共通市場制度の問題に関する経済的、社会的および環境的側面、さらに、本提案の効果、利点および問題点に関する最新の分析をふまえたものとなっている。また、この提案では、関係者、構成国の機関およびECの機関との間で行われた協議の結果も考慮されている。

本規則案は、欧州委員会の提案によるものであり、これは共通農業政策改革のひとつをなす。一連の改革はワイン以外のすべての主要部門に及んでおり、2003年に畜産・普通畑作部門、2004年にオリーブオイル、タバコ、綿花、2006年に砂糖、そして、2007年1月には野菜・果実部門の改革も提案された。本提案は、ヨーテボリ欧州理事会で合意された「持続可能な発展」に向けたECの政策、リスボン戦略の達成をめざした競争力の強化に関する政策、共通農業政策に関する法令の合理化・簡略化を目的とする政策を考慮に入れている。

2 関係当事者への諮問と影響評価

○外部評価の活用

ワイン共通市場制度改革の根回しを行うため、欧州委員会は、現行制度の外部評価を欧州の専門家に依頼した。その評価報告書は2004年11月に公表されており、欧州委員会のサイトから入手可能である。

さらに、欧州委員会は、ワイン市場の中期的予測をたてるため、その仮定、

EU ワイン改革の背景

方法、結果については、ワイン経済を専門とするフランス、スペイン、イタリアおよびドイツの専門家団体に評価を依頼した。

○セミナー

関係者がワイン部門の今後の展望と現状に関して自己の見解を提示することができるよう、「欧州ワインの将来展望と挑戦」(Défis et perspectives d'avenir pour les vins européens) というセミナーが2006年2月16日に開催された。このセミナーには、さまざまな関係者が100名以上参加した。

○欧州委員会報告書と「影響評価」

2006年6月、欧州委員会は、理事会および欧州議会に対する報告書という形式で、この問題に関する最初の総括を提示し、そのなかで、共通市場制度改革に際して考えられる4つの選択肢を示した。欧州委員会は、今後のワイン共通市場制度に関する公論に参加するよう関係者に要請するとともに、それを基礎にして共通市場改革の提案がなされるとした。

ワイン部門の状況および達成すべき目標にかんがみ、欧州委員会は、ワイン共通市場制度改革の4つの選択肢を検討した。そのうちの3つ、すなわち、「現状維持」、「共通農業政策改革の諸原則にもとづくワイン共通市場制度の改革」、そして、「全面的規制緩和」は、ワイン部門の特殊性、必要性および諸問題に十分対処できるものではない。欧州委員会は、予定通り「影響評価」を作成した。これは、ウェブサイトでも公開されている。

○EUの諸機関

理事会では、2006年7月から10月まで、3回の農相理事会を中心として、集中審議が行われた。

経済社会評議会および地域委員会は、2006年12月、ワイン部門改革に関する

EU ワイン改革の背景

る意見書 (rapports) をそれぞれ採択した。

欧州議会は、2007年2月、欧州委員会報告書に対する意見書を採択した。

○関係当事者への諮問

欧州委員会は、関係者に対する一連の諮問の機会を設け、ワイン諮問団体でも議論が行われた。

さらに、欧州ワイン部門との直接的・具体的対話を確保するために、農業・農村振興委員は、2006年2月以降、EU域内のさまざまなワイン生産地において調査を実施した。

○表明された主な懸念事項

委員会報告書の採択後に行われた諮問は、構成国とさまざまな関係者がそれぞれの懸念事項を表明する機会となった。ある程度の見解の相違は存在するものの、多くの関係者は、以下の点を認めている。

— 欧州委員会による諸問題の診断および経済分析、委員会が提案した改革の目標をふまえて抜本的改革を推進する差し迫った必要性。

— ぶどう果樹の抜根が過度に急激かつ大規模となる場合の社会経済的リスク。

— ワインの販売促進およびマーケティングを改善する差し迫った必要性。

— 醸造目的で輸入されたマストの使用、および輸入ワインとEU産ワインの混合が解禁された場合における品質上のリスク。

ワイン非生産国は、消費者にとって有用であるとともに、費用対効果にすぐれた措置が必要であると強調した。

これらの諸問題は、本提案の準備に際して、欧州委員会で慎重に検討された。

3 提案の法的根拠

改革の目的

改革の目的は、以下のとおりである。

— EU のワイン生産者の競争力を高め、EU 産の優良ワインが世界最高レベルであるという社会的評価を確立し、かつての市場を取り戻し、EU および全世界で新たな市場を獲得すること。

— 需給均衡が確保された効果的で明確かつ単純なルールにもとづく制度を確立すること。

— 多くの農村地帯の社会組織を強化するとともに、いかなる産品も環境を尊重して生産される、欧州のワイン生産の良き伝統を維持する制度を確立すること。

EU の新ワイン政策は、消費者保護および健康に対する社会の懸念の拡大を十分考慮し、WTO ルールへの適応、共通農業政策改革および第一ピラー（価格市場政策）・第二ピラー（農村開発政策）との一貫性、財政的な見通しとの適合性を考慮に入れなければならない。

最後に、この提案は、農業部門における共通市場制度に関する理事会規則が採択されるように、欧州委員会の提案にそくして準備されたものである。水平的性格を有するいくつかの条項は改められ、ワイン共通市場制度がしかるべき時期に単一の共通市場制度へ容易に一本化されるように簡略化・合理化された。

提案された諸措置の要約

ワイン部門が直面している諸問題、その潜在力、その特殊性を考慮し、また、

EU ワイン改革の背景

影響評価の詳細な分析にかんがみて、欧州委員会は、ワインについては、疑いなく抜本改革が必要とされる特別な共通市場制度を維持する理由があると判断した。

予算の執行が費用対効果にすぐれたものになるようにしながら、生産構造と法令の枠組を適応させるとともに、その将来性が長期にわたって確保され、持続可能かつ競争力の高い EU ワイン部門を実現することが課題である。あらゆる非効率な措置、すなわち、副産物蒸留、飲用アルコール製造、二重目的のぶどうに由来するワインの蒸留に対する補助、民間在庫補助、輸出払戻金といった措置の撤廃も含まれる。ワインのアルコール度数確保に使用されるマストに関する補助は、補糖よりもマスト使用によるアルコール度数確保が高コストであるため、これを補填する目的で導入されたが、補糖によるアルコール度数確保が禁止されることにともない、この補助も廃止される。また、余剰ワインを買い上げ、蒸留して工業用アルコールに転用する措置 (distillation de crise) の代わりに、2種類の危機管理措置が講じられ、国家包括予算が与えられる。

このような多岐にわたる改革の重要な目的のひとつは、ワイン共通市場制度を一般の共通市場制度の諸要請に適合させることである。このような観点から、「黄の政策」に該当する現行の介入措置は撤廃され、内部的な支持措置は残されるが、それも「緑の政策」への転換が進められるであろう。

提案される政策は、2つの段階に分けて実施される。2008～2013年の第一段階においては、競争力の低い生産者が尊厳を保ちつつワイン部門から離職することを援助し、市場の不均衡を解消することがめざされる。この期間においては、競争力向上を目的とする新たな措置が導入される。これに続いて、第二段階では、2014年1月1日より、栽培権制限が撤廃される。

3.1 規制措置の改革，簡略化および合理化

生産者に対する規制の緩和

栽培権制限制度の撤廃時期は，2010年から2013年に延期される。

競争力向上を目的として，ぶどう栽培は2014年1月1日から自由化される。それにより，競争力の高い生産者は，EU域内および域外の新たな市場の獲得と旧来の市場の回復を目的として，生産を拡大することができるであろう。しかしながら，新たな市場の現実，そしてAOPおよびIGPの登録に関する構成国の権限（生産地域の画定，1ヘクタールあたりの最大収量の設定，生産，加工およびラベル表示に関するより厳しい規制など）は，蒸留に対する補助というセーフティ・ネットの消滅も加わって，実際には，栽培面積の拡大を抑制し，過剰生産を防ぐことになろう。それゆえ，あらゆる生産拡大の決定は，製品の販路を見いだす生産者の能力のあらわれとなる。

以下の措置による醸造行為の適合性の改善

- 新たな醸造行為の承認，または，すでに認められている醸造行為の変更，とくに既得権の変更については，補糖および補酸に関する事項を除いて，理事会から欧州委員会にその権限が移される。
- 欧州委員会は，OIVによって認められた醸造行為を審査し，委員会規則によってこれを採用する。
- EU域外へ輸出されるワインの生産に関しては，国際的に合意されている醸造行為がEUでも認められる。
- ワインの最低天然アルコール度に関する要件は廃止される。

明確かつ一貫性があり，それゆえ市場志向的なラベル表示および格付けのルール

EUにおける優良ワインの概念は，地理的由来に立脚している（VQPRD）。

EU ワイン改革の背景

EU は、世界各国でこのような概念が確認され、推進され、評価されることを期待している。

品質政策が明確化され、簡略化され、透明かつ効率的になるように、以下の措置が実施される。

— 地理的表示 (IG) 付きワインについては、品質政策に関する水平的規定 (理事会規則 510/2006 号) と一貫性のある明確なルールを定める。地理的表示付きワインのカテゴリーは、2つの下位カテゴリーに分類される。すなわち、IGP ワインと AOP ワインである。地理的表示の登録・保護手続が設けられるであろう。

— ワインの品質保持のため、ぶどうの搾りすぎを禁止する措置は継続される。この措置の適用は、補完性原則に属する。

— 同業者組合の役割を拡大し、当該地域内で生産されるワインの品質統制・管理について、その権限を認める。とくに、品種名ワインの生産に関して、その統制手段も強化される。

欧州委員会は、ワインのさまざまなカテゴリーのすべてに適用され、それらに関係する記載事項に適用される単一の法的枠組を設けることによって、ラベル表示に関するルールを簡略化することを提案する。この枠組は、消費者の要望にそくして定められ、ワインの品質政策との調和も増すであろう。とりわけ、以下の事項が前提となる。

— 理事会から欧州委員会に権限を移譲すること。

— 義務的記載事項・任意的記載事項に関するワイン部門の特別な必要性をふまえて、ラベル表示に関する水平的指令 (指令 2000/13 号) において定められたルールを補完し、すべてのワインに適用される単一の法的手段を用いること。

— WTO の政策をふまえ、ラベル表示に関するルールを緩和し、地理的表示付きワインと地理的表示なしワインのラベル表示に関するルールの区別を廃止し、さらに重要な事項として、AOP または IGP ではないワインについても、

EU ワイン改革の背景

トレーサビリティに関する諸要件の遵守を条件として、品種名と収穫年の表示を容易にすること。

— 製品の由来に関する完全な情報を消費者が得ることができるように、トレーサビリティに関するルールを定めることによって、消費者保護と情報伝達を確実にすること。

3.2 各構成国が各国の状況を改善することを可能にする国家包括予算

予算表に示されているように、この種の措置に割り当てられる包括予算は、2009年には6億2300万ユーロ、2015年には8億3000万ユーロに増額されるであろう。

ワイン生産国である構成国が使用することができる包括予算は、客観的基準、すなわち、栽培面積、生産量、および支出実績にもとづいて算出される。この3つの要素の比重は、それぞれ4分の1、4分の1、そして2分の1である。ただし、販売促進にあてられている部分については、その2分の1が面積に、そして2分の1が生産量に分けられる。

各構成国は、リストに示された以下のような措置から、各国の必要に応じて選択した措置に、この包括予算をあてることができる。すなわち、

- 第三国における販売促進に対する新たな援助、
- ぶどう畑の再編・転換制度、
- 摘房に対する新たな援助、
- 新たな危機管理措置、たとえば、自然災害に対する保険、またはワイン部門に特化した投資信託設立にともなう行政的費用に対する援助など。

包括予算の執行にあたり、歪んだ競争を避けるため、いくつかの共通ルール（クロスコンプライアンスによる環境保全の基本的要請を含む）が遵守されなければならず、また、個々の国の計画が欧州委員会に通告されることが必要である。

3.3 農村開発措置のさらなる活用によるワイン部門の持続性強化

農村開発に関する規則 1698/2005 号によって設けられ、構成国が採択した計画に取り入れられた多数の措置は、ワイン部門にとって利益となりうる。実際、それらの措置は、ぶどう栽培農家、醸造業者およびネゴシアンに対して、多大な利益をもたらし、刺激を与えうるであろう。その措置には、以下のものが含まれる。

- 若手農家の自立、マーケティング活動の改善と技術的設備に対する投資、
- 職業訓練、
- 品質確保制度に組み込まれた生産者団体のための情報および販売促進に対する支援、
- 文化的価値を有するぶどう畑の景観の形成・維持にともなう所得減や費用増を補填する農業・環境保全的援助、
- 一切の農業活動を完全に停止し、その経営を他の経営に譲り渡すことを決断した農家に対して、事後的に支給される早期退職金。

補糖の禁止にともない、伝統的にシヨ糖の添加によるアルコール度数確保を行ってきた一部のワイン生産者は、マスト使用のための負担を強いられることになるであろう。農村開発措置の一環として、補糖からマストによるアルコール度数確保に移行しなければならない生産者に対して、構成国が補助金を支給することは認められる。

現在 2007—2013 年の農村開発計画が進行中であるため、これらの措置を推進するためには、タバコ部門・綿花部門に倣って、資金を予算項目（一方では市場と直接支払、他方では農村開発）に割り振ることが必要であり、これはワイン生産地域に割り当てられるであろう。

割り当てられる予算額は、2009 年には 1 億ユーロ、2014 年以降は 4 億ユーロにのぼる。農村開発計画がすでに採択されていることから、構成国は、ワイ

ン部門の事業者の経済的安定とともに、ワイン生産地域の環境保全のために重要な役割を果たすであろう。

3.4 欧州ワインに関する消費者の情報の改善

2006年2月16日に開催されたセミナーでは、多くの関係当事者がワインの販売促進とマーケティングをさらに重視する必要性を強調していた。欧州委員会は、責任ある販売促進・情報伝達政策を断固たる態度で進めていきたい。EC法がもたらすあらゆる可能性が活用されるべきであり、また、以下の措置が実現されなければならない。

— EU域外における新たな販売促進計画のため、国家包括予算として、1億2000万ユーロの予算が割り当てられる。これは、ワイン部門の予算総額の9%に相当する。この措置については、50%までEC予算による資金供与も可能である。

— 販売促進計画の改善については、品質確保政策に組み込まれた生産者団体のための農村開発基金があてられる。

— 分別かつ節度あるワインの消費に関する新たな情報伝達キャンペーンについても、販売促進に関する水平的な法的枠組にもとづき、EUからの資金供与が可能であり、60%まではEC予算で負担することができる。欧州の地理的表示の格付けに関する現在の情報伝達キャンペーンも改善されるであろう。そのため、EC規則2826/2000号の改正と追加的資金の凍結解除が予定されている。

3.5 自然環境に対する危険の予防

ワインの生産とマーケティングは、ぶどう栽培から醸造方法にいたるまで、環境問題を十分考慮に入れるべきである。したがって、欧州委員会は、ワイン

EU ワイン改革の背景

共通市場制度の改革によって、とくに、土壌浸食・汚染、農薬使用、廃棄物処理に関して、ワイン生産の環境に及ぼす影響が改善されるように努めるものである。

欧州委員会は、目的が達成されるように、以下の措置を提案する。

— すべてのワイン生産地域が単一支払の受給対象となりうるために、生産者の増加には、クロスコンプライアンスのルールが適用される。

— 自動的に単一支払制度へ移行するために、抜根対象地域にもクロスコンプライアンスのルールが適用される。

— 抜根奨励金、そして、国家包括予算から支出される摘房や再編措置については、あらゆる農地の荒廃を防ぐため、最低環境基準を遵守することが必要である。

— ワイン生産過程において遵守されるべき環境保全の最低基準が定められる。

— 農村の環境および景観の改善に対する援助措置のために、たとえば、農村開発計画（第二ピラー）の一環として、予定される資金が増額される。

3.6 きわめて競争力の低い生産者に対する異業種の提案

改革にもとづき提案された新たな措置のおかげで、数多くの生産者が競争力を高め、あるいは向上中であるとはいえ、それ以外の生産者は、依然としてきわめて困難な状況に置かれている。そのような生産者は、しばしば経営上赤字が際立っており、ますます競争が激化している市場のなかで破産を避けるために非常に苦勞することになるであろう。そのような生産者が尊厳を保ちつつワイン部門から離れることができるように、ワイン生産の完全放棄に対する援助制度を維持することが必要である。

抜根を行うかどうかの判断は、ワイン生産者にゆだねられるべきである。し

EU ワイン改革の背景

かしながら、社会問題および／または環境問題を避けるために、山岳地帯や急勾配斜面のぶどう畑の抜根、また、特殊な環境上の拘束を受ける地域の抜根を構成国が制限することは可能であり、抜根対象となる土地面積がぶどう栽培面積の10%に達した場合には、構成国が抜根を停止することができる。

抜根奨励金は、魅力的水準で定められるであろう。初年度から生産者がこの方法を用いるよう促すために、栽培制限の存続期間中、奨励金は次第に逓減する。この予算にもとづき、5年間でEU全体では約20万ヘクタールの抜根が可能になるであろう。販売促進・摘房・農村開発に対する援助、アルコール度数確保のための補糖の禁止といった措置による市場の均衡回復に向けた積極的効果、さらには、最近の販売の改善も考慮に入れると、その対象面積は、削減すべき構造的過剰生産に対応した数字といえる。

ぶどう栽培のために用いられていた耕地は、抜根後は、単一支払制度の対象地域としての地位を要求することができ、デカップリング型直接支払により地域平均額での受給が可能となる。

3.7 第三国との貿易

WTOにおける交渉がなお継続中であり、その先行きも不透明であるため、輸出払戻金を除いて、改革の提案は、貿易の法的枠組に変化をもたらすものではない。

ワインの場合について、輸出払戻金の役割と効果を分析する必要がある。経済的側面においては、その影響はきわめて限定的である。実際、払戻金を受けている輸出は、総輸出量の15%以下である。輸出払戻金を受ける資格のある製品の金額との関係では、その割合は3.4%にすぎない。したがって、この措置にあてられている予算をより有効に活用するためには、これをとくに販売促進にまわすことが可能であり、それゆえ輸出払戻金の撤廃が提案されることに

なる。

3.8 共通農業政策との一貫性の強化, EC 法との完全な適合性と簡略化

単一支払制度の恩恵を受ける資格をすべての生産地域に拡大することは、生産者が広汎な柔軟性を認められ、他部門と同等の取り扱いを受けるためにも、重要な措置である。この措置の導入には、EC 規則 1782/2003 号の改正が不可欠である。

本提案は、立法を簡略化し、(EC、構成国、地域レベルの) 公権力における行政手続、私人が関与する行政手続を簡略化することを意図している。一例をあげれば、2014 年以降の栽培権制限の撤廃および市場支持措置の撤廃による行政上の簡略化は、本提案の決定的な利点である。さらに、必要書類の電子送達と簡略化を奨励することも不可欠である。

栽培規制の解除とは無関係に、構成国および事業者は、いわゆる「不正規」ぶどう畑および「違法」ぶどう畑に関する現行の EC 法にしたがう義務がある。これらのルールが遵守されることは、既存の共通市場制度が適切に機能するために不可欠である。そのルールが遵守されない場合、欧州委員会は、会計検査手続を介してこれを強制し、必要があれば EC 条約 226 条にもとづく制裁手続に訴えるであろう。

4 予 算

提案される改革は、現在ワイン部門に割り当てられている総額 13 億ユーロの予算と比較しても、支出の増加を引き起こすものではない。この予算は、以下の目的で使用される。

— 新たな共通市場制度において、第三国における販売促進とともに、抜根

EU ワイン改革の背景

奨励に要する費用にあてられる国家包括予算を確保すること。

- ワイン生産地を対象とする農村開発措置への移行を可能にすること。
- ぶどうの抜根面積に対応する単一支払制度への移行を実現すること。

このような制度の修正および変革によって、より効率的な予算の執行が実現するはずである。

さらに、域内市場において、AOP または IGP の対象となるワイン、品種名ワインに関する情報伝達、および、責任あるワイン消費に関する情報伝達にあてられる予算は、300 万ユーロに増額されるであろう。

注

- (1) EU の共通農業政策改革による「デカップリング」型直接支払いの導入につき、農業法研究 42 号「直接支払いの比較研究」所収の各論文のほか、是永東彦「2003 年 CAP 改革」国際農業交流・食糧支援基金『平成 15 年度海外情報分析事業・欧州アフリカ地域』、同「CAP 改革の現段階」国際農林業協力・交流協会『平成 16 年度海外情報分析事業・欧州アフリカ地域』、同「WTO 適応型 CAP に向けた改革の進展」国際農林業協力・交流協会『平成 18 年度海外情報分析事業・欧州地域』、石井圭一「CAP 改革とフランス農業」国際農林業協力・交流協会『平成 16 年度海外情報分析事業・欧州アフリカ地域』、同「フランスの小規模経営と『担い手』の選別」農業経済研究報告 36 号、同「EU の直接支払制度の現状と課題」農林金融 736 号 299 頁以下などを参照。なお、食料農業情報調査分析検討事業報告書は、農林水産省のサイト (<http://www.maff.go.jp/kaigai/index.htm>) から入手することも可能である。
- (2) フランスにおけるテーブルワイン(ヴァン・ド・テーブル)の構造的生産過剰につき、石井圭一「生産過剰下の産地再編成——フランスにおけるテーブルワインの場合」人間と社会(東京農工大学)2号参照。
- (3) 提案の概要につき、「CAP 改革：改革を通じてワイン市場シェア回復を目指す欧州」(http://www.deljpn.ec.europa.eu/home/news_jp_newsobj2343.php)、また、朝日新聞 2007 年 8 月 4 日付夕刊参照。
- (4) このような妥協に対する批判として、堀賢一「マリアン・フィッシャー＝ポエルの苦悩」WANDS281 号 4 頁以下。
- (5) Communiqué de presse, IP/07/1966. 改革の概要につき、蛭原健介「EU ワイン改

EU ワイン改革の背景

革に関する 2006 年欧州委員会報告書」明治学院大学法科大学院ローレビュー 8 号 127 頁以下参照。

- (6) Communiqué de presse, IP/08/656.
- (7) L'Organisation Internationale de la Vigne et du Vin, Note de conjoncture mondiale, mars 2008.
- (8) EC 法におけるワインのカテゴリーにつき, 蛭原健介「ワインの生産および流通における法的統制」明治学院大学法学研究 81 号 123 頁以下, 同「EU 法におけるワインの表示に関する規制」明治学院大学法科大学院ローレビュー 5 号 50 頁以下参照。
- (9) 是永東彦「WTO 適応型 CAP に向けた改革の進展」(前掲)も以下のように指摘する。「市場管理のための様々な介入措置が撤廃され, 廃園の奨励と造園の制限という非価格的生産調整さらに生産転換を促進する構造調整が推進されることによって, 中・低質ワインの生産削減が現実のものとなるかもしれない。それは市場原理にもとづく需給均衡の達成を可能とするであろう。しかし, 対外的な国境調整には限界があり, 新興生産国などからのワインの輸入増大傾向は持続する一方, EU ワインの輸出の増大は, いまや輸出補助金なしに生産コストを反映する価格競争力に大きくかかることになる。それは EU がワインの純輸入国に移行する可能性をはらんでおり, 世界のワイン大国(地域)の行方が注目される」(31 頁)。

【付記】 本稿は, 平成 20 年度 (2008 年度) 科学研究費補助金・若手研究 B「食品・農産物の品質確保と公的介入に関する比較法的研究」(課題番号 20730042) および 2007 年度明治学院大学法律科学研究所共同研究「法制度への数理科学的接近」の研究成果の一部である。